

法科大学院関係の省令等の改正について（案）

1. 検討すべき事項について

○本特別委員会においては、平成28年11月から7回にわたり、法科大学院教育等の改善について御議論いただいているところ、現時点までに制度的措置を要する改善方策として、以下のような事項が挙げられている。

- ①法科大学院の専任教員と学部の専任教員の兼務（ダブルカウント）を一定割合認める設置基準改正
- ②入学者のうち3割以上を法学系課程以外の課程出身者又は実務経験者とすることを求めた告示の改正

○法科大学院の専任教員と学部の専任教員の兼務を含む、教員組織に関する改正については、平成28年8月に取りまとめられた大学院部会専門職大学院ワーキンググループの報告書においても、検討の必要性が指摘されており、同ワーキンググループでの平成29年1月から4回の議論を経て、改正方針が取りまとめられた。

【参考】 専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について（抜粋）
(平成28年8月10日 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ)

II. 具体的改善方策

3. 教員組織

○実務家教員の3分の2以内は、専任教員以外の者でも、1年に6単位以上の授業科目を担当し、かつ、組織の運営に責任を負うもので足りるとされている。この、いわゆるみなし専任教員制度の活用により、最新の知識を有する実務家教員を効果的に教育の現場に取り込むことが必要である。この趣旨を更に生かすため、みなし専任教員の担当科目数について、大学院の運営についての責任（教授会構成員として責任のある参画を想定）を担保することを前提として緩和することを検討すべきである。その際、教育の質が低下しないよう留意が必要である。

(略)

○社会（「出口」）や地域のニーズに対応するための新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進し、高度専門職業人養成機能の強化を図るため、教育の質保証を前提として、専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討すべきである。

(略)

○一方、修士課程の教員基準について、法学分野については、複数専攻を設ける場合の緩和措置が設けられていることから、専門職学位課程においても、法学分野においては、一研究科に、複数の専門職学位課程の専攻がある場合は、必置教員数を一定程度緩和することを検討すべきである。

- 入学者のうち3割以上を法学系課程以外の課程出身者又は実務経験者とすることを求めた告示についても、これまでの本特別委員会での議論を踏まえ、以下のとおり改正を検討してはどうか。

2. 改正方針

①専任教員のダブルカウントを含む教員組織に関する改正について

(1) ダブルカウントに係る現行制度及び改正の必要性

- 専門職大学院制度の創設に当たっては、専門職大学院での教育に専念する教員を一定程度確保して教育の質を担保する必要があることから、専門職大学院に必要とされる教員は、学部が必要とされる教員数に算入できないこととし、さらに、専門職大学院は、修士課程及び博士課程の前期課程のいずれでもないことから、専門職大学院に必要とされる教員は修士課程及び博士課程に必要とされる教員数に算入できないこととされた。

- 専門職大学院制度の発足時においては、一定数の教員確保に困難が伴うことが予想されることや、平成11年に創設された専門大学院がすべて専門職大学院に移行することを勘案して、専門職大学院に必要とされる教員であっても、制度発足からの特例措置として、10年間は、専門職大学院に必要とされる教員数の3分の1までは、学士課程・修士課程において必要とされる教員数に算入することができた。また、研究者養成の観点から、専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に進む途が開かれていることも勘案して、博士後期課程に必要とされる教員数については、専門職大学院に必要とされる教員数の全てについて算入することができた。

(博士後期課程については10年間の特例措置後も恒常的措置として専門職大学院に必要とされる教員の全てを算入することが認められた。)

- 専門職大学院の教員組織の一定の独立性を図ることにより、専門職大学院における教育に専念する教員の確保が図られる一方で、学部との連携や学際連携が図りづらいため、高等教育機関としての発展が阻害されているとの指摘がある。

- このように他の課程との教員組織が分断されたことにより、同分野の学部と専門職大学院との教育課程における連携が促進されず、教授会の縦割りが構築され、学部生が専門職大学院に進学する機会を狭めているとともに、専門職大学院の実践的な教育手法等を学部教育にも活用していくことが進まない一因となっている。

- 特に法科大学院や教職大学院、臨床心理系など、職業資格に係る専門職大学院については、中央教育審議会の他の委員会等でも学部教育との連携が不可欠であるといった指摘がされているものの、現行制度では教員組織が分断されていることから、連携でき

る範囲に限界がある。

- 本制度改正が実現されれば、学部教育に対しても専門職大学院で行われている質の高い実践的な教育手法等を還元することができ、専門職大学院のみならず、学部教育の質的向上も期待できる。
- その他、現在でも専門職大学院の教員が関連する学部において兼任教員として授業を担当することは一般的に行われているが、当該学部の専任教員でないため、教授会のメンバーとして学部の運営に参画することは困難となっており、また大学の中には、専任教員でなければ学部のゼミを担当することができないとしているところもある。
- また、各研究科のポリシーとして高度専門職業人養成を掲げていることを踏まえ、修士課程から専門職学位課程への移行を検討している大学もあるが、現行制度では教員組織が学部と分断されるとの懸念があることから移行に躊躇する例も存在する。
- なお、既に各分野別認証評価機関の評価基準において、教員の教育負担が過度にならないように確認する基準が設けられていることや、先般の学校教育法等の改正により、新たに外部有識者等から構成される「教育課程連携協議会」を設置し、教育課程の編成に関する基本的な事項や教育課程の実施状況の評価に関する事項を審議する（平成31年4月施行）ことから、複数の外部からの視点による教育の質保証に関する仕組みが設けられることとなった。
- 今後、少子高齢化が進む中で我が国が持続的に成長するためには、国民一人当たりの労働生産性を向上させる必要があり、高度専門職業人養成のための中核的教育機関である専門職大学院制度のより一層の充実強化が求められる。これらの改正を行うことにより、専門職大学院の量的確保及び学部教育も含めた教育の質的向上に関する課題等の解決に資することが期待される。

(2) 改正内容 (なお、①～③については10月31日開催の大学院部会において審議・了承された)

①ダブルカウント (専門職学位課程と他の課程との兼務)

①恒常的措置

目的：学士課程との連携の強化や他分野との学際的連携の促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化

対応：博士後期課程との全員の兼務（現行制度）＋必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で学士課程との兼務を認める（修士課程は引き続き不可）

②移行措置

目的：既存の修士課程等から専門職学位課程への転換促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化

対応：上記①＋必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で修士課程等との兼務を認める

条件：修士課程等との兼務は、今後、新たに専門職大学院を設置する場合のみとし、設置後5年間まで認める

※①②共に教育の質を確保する観点から、専門職学位課程に専従する教員を一定割合確保する

②法学分野における専門職学位課程間の教員基準の緩和

目的：涉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関やNGOで働く法律専門職などを目指す者のためのリカレント教育の必要性を踏まえた法科大学院以外の法学分野の専門職大学院の開設促進

対応：法学分野における修士課程の教員基準は研究指導教員数を五以上置くものとされているが、一研究科に法科大学院以外の法学関係の専門職学位課程を設ける場合、研究指導教員は三以上置くこととする（法科大学院を除く）（現在の告示において、法学分野の修士課程については、公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を五から三以上置くこととし、軽減している）

③みなし専任教員の要件緩和

目的：ビジネスを始め各分野の一線で活躍する者や最新の実務の知識を有する者、その時々々の社会のニーズの高い分野の実務家に大学院教育に積極的に参画することを促す

対応：「みなし専任教員」の要件の担当単位数の下限を現行の6単位から4単位へ改正

(3) 施行期日

○平成30年4月1日施行の方向で調整。

②法学分野における専門職学位課程間の教員基準の緩和

目的： 渉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関やNGOで働く法律専門職などをを目指す者のためのリカレント教育の必要性を踏まえた法科大学院以外の法学分野の専門職大学院の開設促進

対応： 法学分野における修士課程の教員基準は研究指導教員数を五以上置くものとされているが、**一研究科に法科大学院以外の法学関係の専門職学位課程を設ける場合、研究指導教員は三以上置くこととする（法科大学院を除く）**

（現在の告示において、法学分野の修士課程については、公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を五から三以上置くこととし、軽減している）

③みなし専任教員の要件緩和

目的： ビジネスを始め各分野の一線で活躍する者や最新の実務の知識を有する者、その時々の方々のニーズの高い分野の実務家に大学院教育に積極的に参画することを促す

対応： 「みなし専任教員」の要件の**担当単位数の下限を現行の6単位から4単位へ改正**

◆みなし専任教員に関する現行制度イメージ図

①必要な専任教員

1) 当該分野の修士課程の研究指導教員数の1.5倍+研究指導補助教員

又は

2) 修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算定される収容定員の数（小数点以下の端数は切り捨て）につき1人の専任教員を配置
（告示53号第1条第1項）

※ 1) 2) のいずれか多い方の数

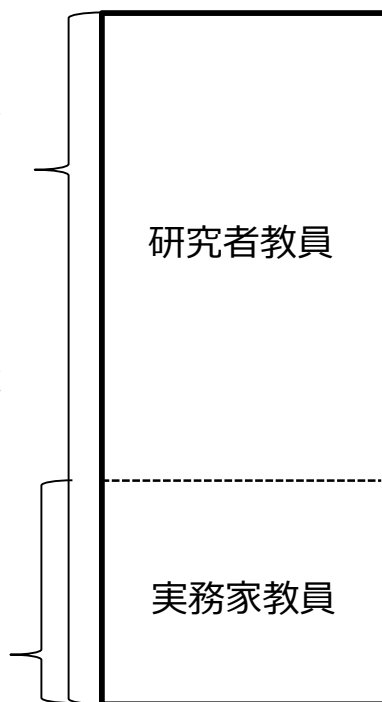
②実務家教員

必要専任教員数のうち、3割は実務家教員を配置

（告示第53号第2条第1項）

※ 法科大学院は2割、教職大学院は4割の実務家教員を配置

（告示第53号第2条第3項,第5項）



③他の過程との兼務（ダブルカウント）

博士課程（区分制の場合は後期課程）の専任教員の兼務が可能
（専門職大学院設置基準第5条第2項）

④みなし専任教員

実務家教員のうち、3分の2（端数は四捨五入）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。

（告示第53号）第2条第2項

②入学者選抜に関する改正について

(1) 入学者選抜に係る現行制度及び改正の必要性

○法科大学院の入学者選抜については、専門職大学院設置基準第19条において「多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努める」ことが求められているほか、入学者の多様性を確保するため、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第3条において、以下の内容が定められている。

- ①入学者のうち3割以上を法学系課程以外の課程出身の者又は実務経験者が占めるよう努めること
- ②入学者に占める法学系課程以外の課程出身の者又は実務経験者の割合が2割を下回った場合は入学者選抜の実施状況を公表すること

○各法科大学院においては、この規定も踏まえて入学者の多様性の確保に取り組んでいるところであるが、平成29年度入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者（以下「純粋未修者又は実務経験者」という。）の割合は約25%となっている。

○法科大学院入学者に占める純粋未修者又は実務経験者の割合が減少していることに加え、法科大学院志願者自体も減少を続けている状況の中で、競争的な入学者選抜を実施することによって入学者の質を確保しつつ、純粋未修者又は実務経験者を定められた割合以上入学させ続けることは困難であると指摘されている。

○そこで、定められた割合以上の純粋未修者又は実務経験者を入学させることを求める現行規定を改め、入学者の多様性を確保することは引き続き求めつつ、各法科大学院の実情に応じた柔軟な入学者選抜を可能とするべきではないか。

(2) 改正内容

目的：各法科大学院の実情に応じた柔軟な入学者選抜の実施

対応：(案1) 告示においても入学者の多様性を確保することを引き続き求めつつ、入学者に占める純粋未修者の割合に関する数値基準を削除
(案2) 入学者の多様性の確保を求める規定を告示から削除

(3) 施行期日

○平成30年4月1日施行の方向で調整。

【参考】専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）

（法科大学院の入学者選抜）

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

【参考】専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）

（法科大学院の入学者選抜）

第三条 法科大学院は、入学者のうちに法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。